

第10回 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会



内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

令和7年11月4日

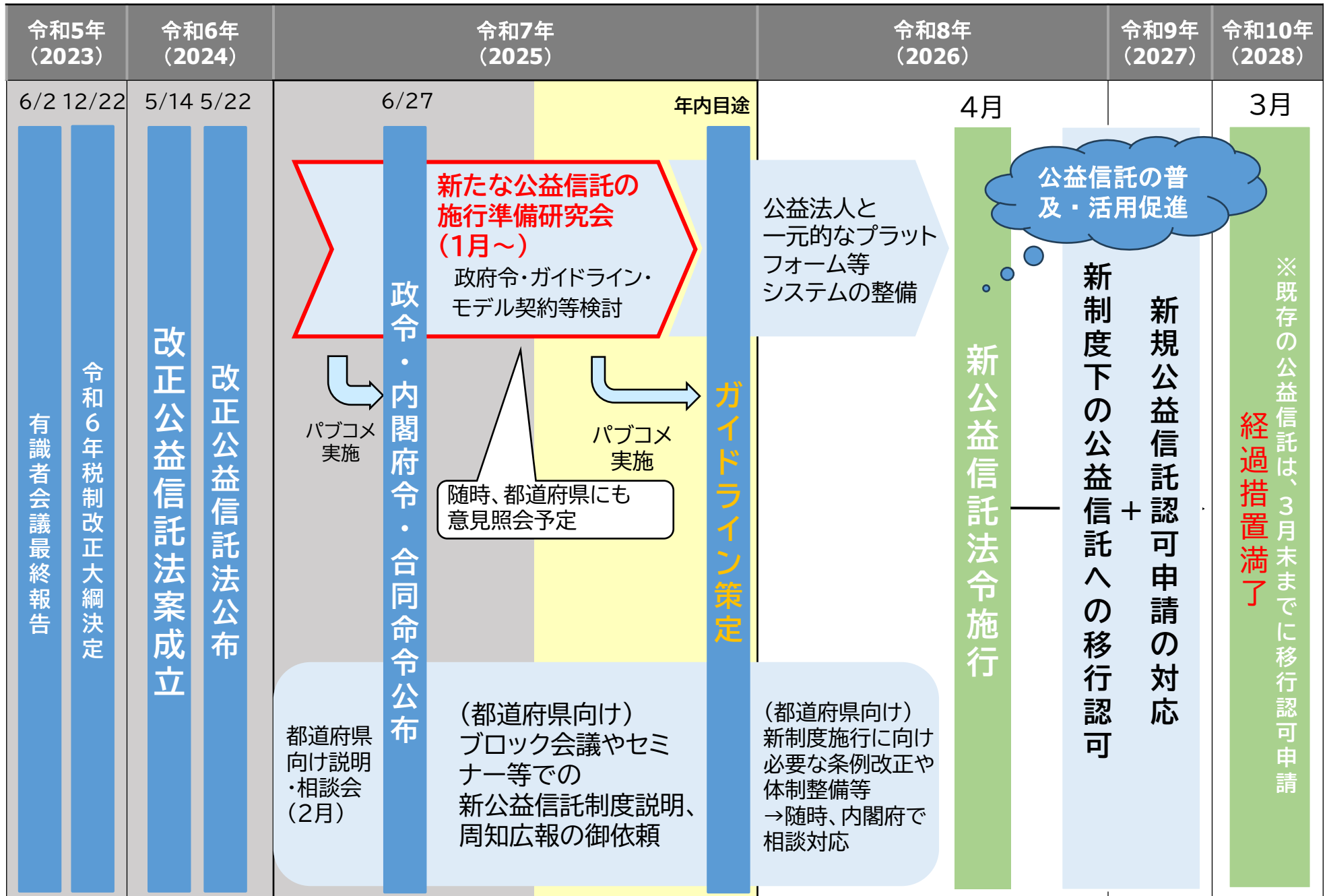
内閣府公益認定等委員会事務局



目次

- | | |
|-------------------|-----|
| 1. 公益信託認可ガイドライン案 | P 6 |
| 2. 富裕層の寄附実態調査に関して | P 9 |

制度改革の現在地とこれから



公益信託ガイドライン/関係する資料のスケジュール

・ガイドライン以外にも、モデル契約書や公益信託制度の周知広報に努めてまいります。



公益信託ガイドライン決定までのスケジュール

第1回～第8回 (1～9月)

主な討議事項 政令府令の検討/モデル信託契約/ガイドライン案(各章)

ワークショップ(9月3日、19日、10月6日)の開催

第9回 (10月14日(火))

- ・ ワークショップの結果及びこれまでの議論を踏まえた意見交換
- ・ ガイドライン素案(イメージ(全体)の提示/意見交換

本日の議題

第10回 (11月4日(火))

- ・ ガイドライン案(全体の2回目提示+様式集案)についての意見交換
→ **ガイドライン案のパブリック・コメント開始**

公益信託ガイドライン案パブリック・コメント(予定)
併せて、都道府県にも意見を募集

第11回 (12月16日(火))

- ・ ガイドライン案について、パブリック・コメントを踏まえた修正版を提示し、
内容面については研究会において取りまとめを目指す

年内に、公益認定等委員会の審議を経て決定・公表を予定

本日の議題

- 公益信託認可ガイドライン案（資料２）
- 公益信託認可ガイドライン案・主な修正点（資料３）

公益信託認可ガイドライン案について（ガバナンスについて）

事務局の問題意識

ガイドラインには、「ガバナンスの確保」、「相応のガバナンスが必要」、「ガバナンスの構築」のように「ガバナンス」という単語が多々登場しているが、明確な考え方を記載していないため、読み手によって異なる解釈を生じさせないか。

公益信託は多種多様なものが想定されるため、以下の考え方をコラムとして明記する。

「公益信託のガバナンス」の考え方

適正な公益信託事務の処理の確保には、次の①～③に係る自主的・自律的な「管理・統治の仕組み」が信託行為及びこれに基づく規程等並びに組織・人員等により構築される必要がある。

- ① 公益信託事務を処理する際の権限者と意思決定プロセス
- ② 説明責任及び管理・統治の実行性確保の観点から、適切な情報開示体制
- ③ 不適切な公益信託事務の防止・発見を目的とした監理体制

この「管理・統治の仕組み」に基づき、受託者、委託者、信託管理人その他合議制機関含めた公益信託に関与するものが、相互に共働、連携、牽制、監視・監督することにより「公益信託のガバナンス」が確立される。

（参考）「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議（最終とりまとめ）R2/12」において、公益法人の運営に「ガバナンスが効いている」状態として、以下の3つの要素から成り立つ旨の考え方が提示された。

- ①法令遵守を当然の前提として、自らに相応しい規範を定め、明らかにし、これを守る。
- ②法人の担い手全員が、それぞれの役割を適切に果たしていると認められるよう常に行動し、求められた場合には自己の行動について法人の内外において説明責任を十分に果たしている。
- ③不祥事の予防・発見・事後対応の仕組みが確立されている。①②との関係では規範を整備してこれを守り、又は説明責任を十分果たすための仕組みを確立すること。

主な意見

公益信託制度は、私有財産の私人による利用が本質であって、①そのための有益な法的ツールを提供し、かつ②税制上の優遇を与える、ということが公益信託法の構造であり、税制優遇からのみ行政上の監督権限がもたらされているかのごとき理解は誤っている。

事務局の 考え

- ・ 公益信託は、公益法人制度と整合的な制度として設計されています。
公益法人制度についても、私有財産の私人による利用を前提としますが、同時に、公益目的事業の内容やガバナンス等に関する公益認定基準の適合性について、合議制機関の判断を経て行政庁が判断するとされています。
- ・ 公益信託制度においても、公益信託の関係者が信託行為において自主的・自律的に構築したガバナンスや公益事務の内容を前提としますが、同時に、法律に定める公益信託認可の基準に適合することについて、合議制機関の判断を経て行政庁が判断することとされています。
- ・ その運用に当たっても、公益信託制度と公益法人制度の違いに起因する事項を除き、公益信託制度と公益法人制度は、整合的な運営が行われることが適切であると考えています。
- ・ 公益信託認可ガイドライン（案）は、こうした考え方を基礎として記載されていることにご理解をいただきたい。

2. 富裕層を中心とする寄附実態調査

【新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会】

公益信託の利用促進に向けた富裕層寄附調査事業 中間報告

みずほリサーチ&テクノロジーズ

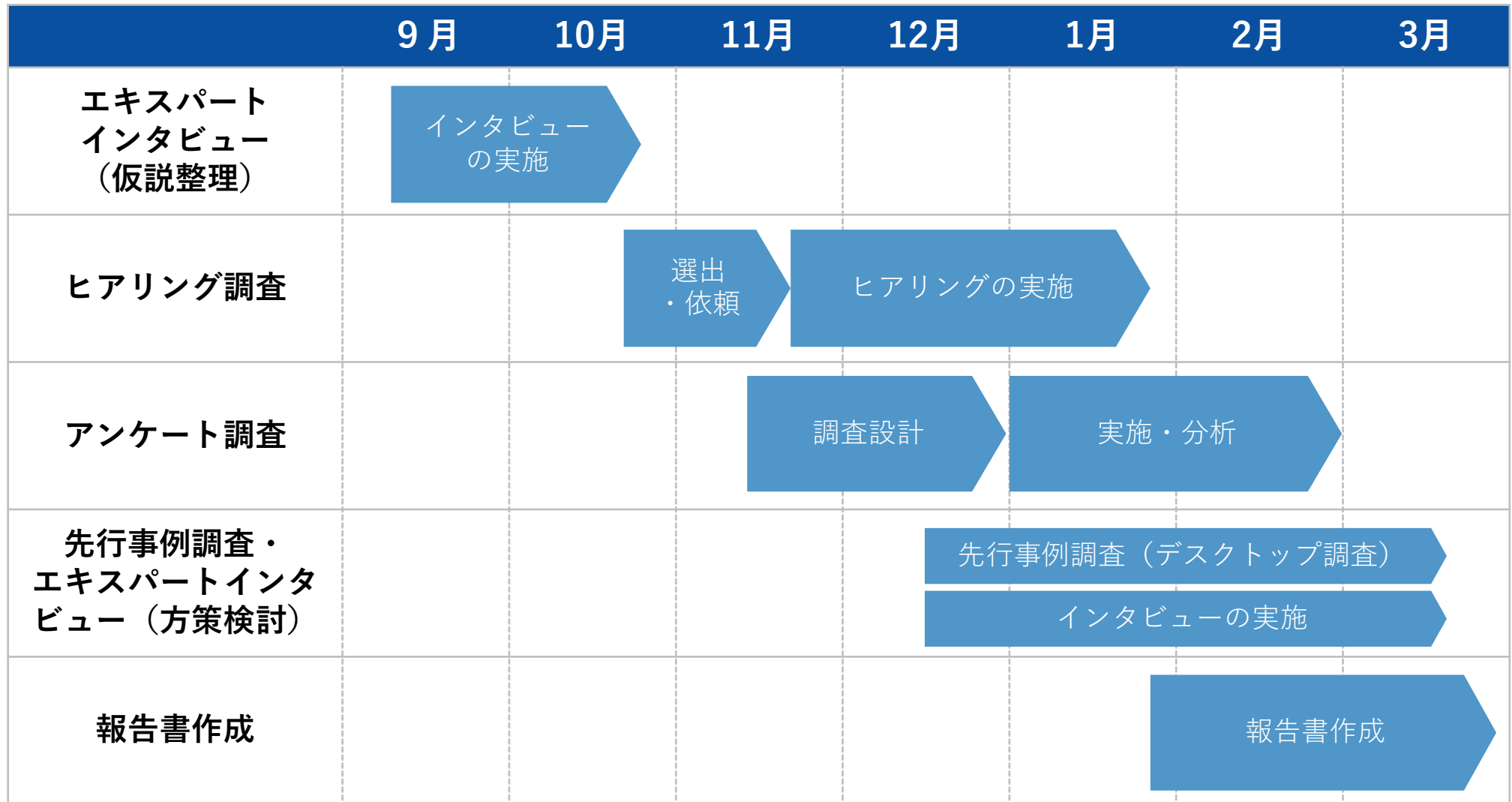
2025年11月4日

ともに挑む。ともに実る。



- 本事業では、ヒアリング調査やアンケート調査を通じて富裕層の寄附意向等を把握し、内閣府としての認可監督の視点やガイドライン・手引きの提示、広報・啓蒙施策推進に向けた基礎資料とする。

目的	公益法人への寄附者、または公益信託の委託者となる一定の資産を有する個人に関して、資産や寄附経験といった属性、寄附における具体的な意向、寄附実施の懸念点等について調査を行い、制度の利用拡大に向けた今後の広報や受託者に求められる要件の具体化に資する知見を獲得することを目的とする。
実施内容	ヒアリング調査／アンケート調査／国内外の先行事例の調査／調査研究報告書の作成
受託者	みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社
成果物	調査結果をまとめた報告資料を公表する。 ・ヒアリング調査の結果から富裕層寄附者のペルソナ像を整理し、寄附内容、寄附動機、関心分野、課題認識、これまでの想いや今後の意向などを事例として紹介する。 ・アンケート調査の結果から、寄附意向や認知度などを集計し、グラフ化して報告する。 ・調査結果や先行事例調査・エキスパートインタビューの結果から得られた示唆をまとめる。 ＜成果物（ヒアリング調査結果）イメージ＞ A氏(65歳) 【創業者・事業承継済】東京都港区在住 経歴: 自動車関連の中堅メーカー創業者・元社長(事業承継済) 家族: 妻、息子夫婦、孫2人 資産: 約15億円(自社株売却、投資不動産、預金など) 実績: 地域の医療財団、母校の教育基金に数百万円単位の寄附 相談先: 信託銀行、顧問税理士、プライベートバンク 寄附動機 ・ 社会から得た利益を還元したい ・ 先代の「人の役に立つ人生」という教えを実践したい ・ 子や孫の世代に社会貢献の意義を伝えたい 関心分野 地域医療 青少年教育 災害復興 課題認識 ・ 公益信託の存在は知っているが仕組みが分かりにくい。 ・ どの団体が信頼できるか判断が難しい。 ・ 手続きや運用の透明性を重視。 今後の意向 ・ 自分の名前が残る基金を設立し、長期的な寄附を検討中 B氏(58歳) 【医療法人理事長・現役医師】大阪市北区在住 経歴: 医療法人理事長・現役医師(父親から承継) 家族: 単身(兄弟は医師) 資産: 約5億円(個人預金、法人資産、不動産) 実績: 女性医療支援NPO、子供食堂へ継続寄附(年100万円程度) 相談先: ファミリーオフィス、会計士 寄附動機 ・ 医師として社会的責任を果たしたい。 ・ 女性や子供の健康問題への強い関心。 ・ 医療制度や貧困問題への問題意識。 関心分野 女性支援 子どもの貧困 災害復興 課題認識 ・ 制度や税制の優遇について専門的な知識が乏しい。 ・ 寄附先の活動成果やインパクトが見えづらい。 ・ 手続きの煩雑さを懸念。 今後の意向 ・ 将来的に資産の一部を信託制度で社会的事業に託したい



- 富裕層向けにサービスを提供する金融機関・コンサルティング会社（3社）へのエキスパートインタビュー調査を実施し、以下の仮説を整理した。

寄附を行う
富裕層の
ペルソナ像

- ・寄附を行う富裕層は「富の源泉」「ライフステージ」「寄附意向の主目的」という3軸で整理できるのではないかな。
- ①**富の源泉**：a.自ら築いた富（IPO・M&AによるEXIT型起業家）、b.相続型（ファミリー／地権者）、c.アセットヘビー（不動産・美術品など非流動資産保有者）
- ②**ライフステージ**：a.現役世代による生前寄附志向、b.事業承継・相続対策としての生前・遺贈寄附
- ③**寄附意向の主目的**：a.社会課題解決（純粋フィランソロピー）、b.節税・相続税対策、c.志の具現化（“名前を残す”等）
- ・これら3軸の組み合わせにより、検討プロセスやスキーム選好、所要時間に差異が出るのではないかな。

富裕層の
寄附スキーム
検討プロセス

- ・寄附の検討プロセスをフェーズ分解すると、①**動機形成**→②**制約確認とスキーム候補検討**→③**詳細検討・比較**→④**意思決定・実行**→⑤**モニタリング・評価**に分けられ、各フェーズを行き来しながら検討が進められるのではないかな。
- ・各フェーズで重視されるファクターとして、以下の意思決定要因があるのではないかな。
- ①**動機形成**：パーソナルストーリー（幼少期経験、事業経験）、家族・周囲からのインプット、税制優遇希望
- ②**制約・候補**：税制優遇幅（相続税・所得税）、人的リソース確保可否（運営コスト・体制）、スピード感
公益法人設立／公益信託設計／マンション型基金／既存団体への直接寄附など寄附手法検討
- ③**詳細検討**：具体的な理念の検討、既存団体の見学・連絡調整
- ④**意思決定**：資産構成（流動性）、寄附規模、冠名希望の有無、今後の運用イメージ
- ⑤**モニタリング・評価**：報告頻度・内容、インパクトKPI、再寄附の契機

富裕層における
寄附実行上の
課題

- ・制度・人材面のボトルネックと寄附受入体制の脆弱性があるのではないかな。
- ①**アドバイザー人材の不足**：富裕層と受益団体双方の意図を汲み取り、社会課題解決まで一貫支援できる専門人材が絶対的に不足
- ②**受け手組織のキャパシティ不足**：大口寄附受入時のガバナンス・会計・報告・フォロー体制や組織人員、インパクト評価能力が未整備
- ③**制度・情報基盤の未整備**：制度情報が散在し公益信託や基金の解釈がわかりにくい、ジャーニー全体を支援するプラットフォームも未整備
- ④**税制・法制度面の課題**：税制優遇の手続・要件が複雑多岐にわたり改正も頻繁で、最新情報の提供や周知体制が不十分

- ヒアリング調査では、寄附経験や寄附意向のある富裕層に対し、寄附に対する動機や意向、寄附の検討から実施に至るまでの経緯を具体的に把握し、寄附意向のある富裕層の理解の深化に向けた基礎資料を作成する。

目的	富裕層寄附者の実態把握および寄附動機や課題の理解促進を目的に、寄附意向のある富裕層を対象に調査を実施し、幅広く過去の寄附活動や検討の経緯などを具体的に把握する。
調査対象	以下の条件に合致する富裕層10名程度を調査対象者とする。 ✓（必須）目安として金融資産10億円以上の保有者 ✓（いずれか必須）1億円以上の寄附をしたことがある者／今後1億円以上の寄附をしたいと考えている者
実施方法	【調査時期】令和7年11月～令和8年1月 【調査方法】上記条件に合致し同意いただけた方へ、対面もしくはオンラインにて実施
調査項目	① 属性や寄附実績 ➢ 個人属性（年齢・職業・キャリア・人生観・家族構成等）・寄附実績・資産運用や寄附の相談相手や相談先機関 ② 寄附の検討の経緯 ➢ （数ある使途の中で）その寄附手法を選択した理由、検討の経緯 ➢ 寄附実行までの相談先、相談内容 ➢ 寄附先への期待、寄附先の活動に対する関与の希望 ③ 国の制度・情報提供に対する意見・要望

- アンケート調査では、寄附意向のある富裕層の寄附に対する動機や意向を広く数量的に把握し、寄附者目線での制度の検討のための基礎資料とする。

目的	富裕層寄附者の実態把握および寄附動機や課題の理解促進を目的に、寄附意向のある富裕層を対象に調査を実施し、寄附実績や寄附意向の傾向と実態を把握する。
調査対象	以下の条件に合致する富裕層を調査対象者（100名程度）とする。 ✓（必須）目安として金融資産1億円以上の保有者 ✓（必須）現在もしくは過去に企業経営者・役員・個人事業主等の勤務経験がある者 ✓（いずれか必須）1億円以上の寄附をしたことがある者／今後1億円以上の寄附をしたいと考えている者
実施方法	【調査時期】 令和7年12月～令和8年1月 【調査方法】 調査会社が保有する富裕層パネルに対するインターネット調査
調査項目	① 属性や寄附実績 ➢ 個人属性（年齢・職業・家族構成等）・寄附実績（寄付先・寄付金額）・資産運用、資産承継、寄附の相談相手や相談先機関 ② 寄附の動機・意向 ➢ 寄附を行った／行いたいと考えるタイミング・（数ある使途の中で）寄附を行う動機・寄附先の選定にあたり重視したい事項・寄附先への関与の希望 ③ 寄附を行う際の障壁・懸念事項